



国 監 告 第 10 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度
第 1 回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 15 日

国立市監査委員 庄 司 雅

令和5年度第1回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

オンブズマン事務局、教育委員会教育部公民館、監査委員事務局

3. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和5年4月25日（火）～令和5年6月13日（火）

5. 説明等聴取及び実査日

令和5年5月23日（火）及び令和5年5月24日（水）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 前渡金の管理が適正であるか。
- (12) 郵券類の管理が適正であるか。
- (13) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (14) 個人情報管理状況が適正であるか。
- (15) 備品の管理が適正であるか。
- (16) 車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、オンブズマン事務局及び教育委員会教育部公民館並びに監査委員事務局を対象に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況(令和5年3月31日現在)

単位：人

課名	局長 (館長)	局長補佐 (館長補佐)	係長	主査	主任	主事	会計年度	会計年度	合計
							任用職員 1種	任用職員 2種	
オンブズマン 事務局	1	1					2		4
教育委員会 教育部公民館	1			3	1	3	8	17	33
監査委員 事務局	1		1						2

(2) 事務分掌

オンブズマン事務局

オンブズマン係

- ① 総合オンブズマンに関すること。
- ② 行政不服審査会に関すること。
- ③ 事務局内の庶務及び調整に関すること。

教育委員会教育部公民館

- ① 公民館運営審議会に関すること。
- ② 公民館の総合管理に関すること。
- ③ 公印に関すること。
- ④ 文書の収発、保存、管理に関すること。
- ⑤ 職員の出張、研修に関すること。

- ⑥ 予算に関する事。
- ⑦ 決算に関する事。
- ⑧ 公民館の使用に関する事。
- ⑨ 公民館の備品、消耗品の整備及び出納に関する事。
- ⑩ 備品台帳の整備に関する事。
- ⑪ 他の機関との連絡及び協議に関する事。
- ⑫ 館内の庶務に関する事。
- ⑬ 青年教育のための事業を実施する事。
- ⑭ 女性問題学習の事業を実施する事。
- ⑮ 成人教育のための事業を実施する事。
- ⑯ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催し、又は奨励する事。
- ⑰ 視聴覚教育に関する事。
- ⑱ 広報の発行に関する事。
- ⑲ 各種の団体、機関等の連絡に関する事。
- ⑳ サークル活動、グループ活動等の育成、指導に関する事。
- ㉑ 体育、レクリエーション等の事業の実施に関する事。
- ㉒ 文化祭等年中行事の実施に関する事。
- ㉓ 図書、雑誌、新聞、記録その他必要な資料を収集し、それらを整理、配置して住民の利用に供する事。
- ㉔ その他社会教育活動に関する事。

監査委員事務局

- ① 公印の管守に関する事。
- ② 事務局の文書、予算の経理および物品に関する事。
- ③ 監査、検査、および審査の実施ならびに報告書類の作成および公表等に関する事。
- ④ その他監査事務に関する事。

以上